

会長専決処分事項(実行委員会会則の改正)について

○第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則の一部改正 新旧対照表 (4/1 施行分)

改 正 後	改 正 前
(事務所) 第 3 条 実行委員会の事務所は、愛媛県松山市 <u>二番町三丁目 6 - 5</u> <u>明治安田生命松山二番町ビル</u> 内に置く。	(事務所) 第 3 条 実行委員会の事務所は、愛媛県松山市 <u>一番町四丁目 4 番地</u> <u>2 愛媛県庁</u> 内に置く。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則の一部改正 新旧対照表 (6/13施行分)

改 正 案				改 正 前			
別表第1 (第5条関係) 実行委員会				別表第1 (第5条関係) 実行委員会			
職名	区分	所属	役職	職名	区分	所属	役職
(略)				(略)			
		愛媛県森林組合連合会	<u>代表理事会長</u>			愛媛県森林組合連合会	<u>会長職務代行者代表理事専務</u>
(略)				(略)			
						愛媛県	<u>参与(営業本部長)</u>
(略)				(略)			
						愛媛県	<u>政策推進統括部長</u>
		愛媛県	<u>営業本部長</u>			愛媛県	<u>営業統括部長</u>
(略)				(略)			
		愛媛県	<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>				
(略)				(略)			
						愛媛県	<u>福祉政策統括監</u>
(略)				(略)			
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	<u>代表取締役会長</u>	参与	報道	株式会社愛媛新聞社	<u>代表取締役社長</u>
(略)				(略)			

改正案				改正前			
別表第2（第12条関係） 幹事会				別表第2（第12条関係） 幹事会			
職名	区分	所属	役職	職名	区分	所属	役職
(略)				(略)			
		松山市農林水産部	部長			松山市産業経済部	農林水産担当部長
(略)				(略)			
		愛媛県森林組合連合会	代表理事専務			愛媛県森林組合連合会	理事兼総務部長
(略)				(略)			
		愛媛県警察本部警備部警衛対策課	課長			愛媛県警察本部警備部警備課	課長
(略)				(略)			

附 則

この会則は、令和6年6月13日から施行する。

(参考：第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則関連規定抜粋)

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに参加及び監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(中略)

(会長の専決処分)

第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。